

## 小川村学びの応援給付金給付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の施行下において、小川村の子育て世帯に対し緊急に経済的支援を行うため、学びの応援給付金（以下「給付金」という。）を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (給付対象者)

第2条 給付金の受給対象者は、令和2年4月1日において、高等学校、国立工業高等専門学校、中学校卒業を入学資格とする特別支援学校高等部、大学、大学院、短大、専門学校、専修学校、各種学校に在学する生徒等の村内に住所を有する保護者とする。ただし、小川村子育て支援金給付要綱(令和2年小川村要綱第13号)の規定に基づき給付対象となった保護者を除く。

### (給付金の額)

第3条 給付金の額は、対象生徒等1人につき20,000円とする。

### (給付申請)

第4条 第3条の給付金を受給しようとする給付対象者は、次の申請書類を村へ提出するものとする。

(1)小川村学びの応援給付金交付申請書兼口座振込依頼書

(2)在学を証明できる書類又は学生証等の写し

2 申請の受付は、令和2年6月30日までとする。

### (給付の決定)

第5条 給付の決定は、住民基本台帳その他の公簿、申請書類により確認することにより行うものとし、受給者に対する給付決定の通知は行わないものとする。

### (給付方法)

第6条 給付金の給付方法は、申請書類に記載された指定口座へ振り込む方法によるものとする。ただし、特別の事情により、口座振込が困難であると認める場合は、村が当該窓口で受給対象者を確認し、現金により給付することができるものとする。

### (給付金の返還)

第7条 虚偽その他不正の手段により給付金の受給を受けた者又は給付金の給付後に給付要件に該当しないことが判明した者に対して、村は給付の決定を取り消し、給付金の全額の返還を求めることができる。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限りその効力を失う

小川村学びの応援給付金交付申請書兼口座振込依頼書

年 月 日

小川村長 様

小川村学びの応援給付金を交付してください。なお、給付金は下記口座に振り込んでください。

記

1 申請者

住 所	小川村大字	電話番号	—
申請者氏名 (保護者)	印	続 柄	
		父・母・その他 ( )	
生 徒 氏 名		生 年 月 日	学 年
通 学 学 校 名		年 月 日	年
申 請 額 <u>          ¥ 2 0 , 0 0 0 円          </u>			

◇ 添付書類 ◇

- ・在学を証明できる書類又は学生証等の写し

2 振込先 (保護者名義の口座としてください)

金融機関名		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			